

新潟県・新潟医学振興会

平成 30 年度 奨学生募集要項

1. 応募資格 平成 30 年度から新潟県内（以下「県内」という。）で臨床研修を受けている研修医で、臨床研修修了後、県内で医師として勤務する人
2. 募集人数 14 名（新潟大学医学部出身者は最大 9 名まで）
3. 支給期間 臨床研修の 2 年間
4. 支給金額 月額 5 万円
5. 奨学生の義務 臨床研修修了後、2 年間県内医療機関に勤務すること
（県内で臨床研修を受けなくなったときや臨床研修修了後、県内で医師として勤務しなかった場合には、奨学金の返還義務が生じます。返還の義務の詳細については、後述します。）
6. 出願手続き 次の書類を揃え、公益財団法人新潟医学振興会（以下「財団」という。）事務局に提出して下さい。
 - 1) 奨学生願書
 - 2) 臨床研修病院からの推薦状
7. 願書受付期間 平成 30 年 5 月 25 日（金）から平成 30 年 7 月 6 日（金）17 時まで
（郵送の場合は 7 月 6 日の消印のあるものは受け付けます。）
8. 奨学生の選考および決定 財団の選考委員会において、応募者からの提出書類と面接をもとに審査を行い、最終的に財団理事長が奨学生を決定し、本人に通知します。
なお、採用にならなかった人にもその結果を通知します。
9. 誓約書の提出 奨学生決定の通知を受けた人は、誓約書を提出して下さい。
誓約書の用紙は奨学生決定通知の際、財団事務局から送付します。
10. 奨学金の振込 奨学金は、奨学生の本人名義の口座に 3 ヶ月に 1 回（4 月、7 月、10 月、1 月）15 万円を振り込みます。
ただし、臨床研修初年度の初回の奨学金は、奨学生決定後に到来する直近の支給月に 4 月からの奨学金を合算して振り込みます。
11. 報告書の提出 臨床研修が修了した時点及び臨床研修修了後 2 年間の県内勤務が終了した時点で、報告書を提出して下さい。
報告書の用紙は、それぞれの提出時期が近付いた段階で財団事務局

から送付します。

12. 返還の義務

以下の人には、奨学金の返還義務が生じます。

- 1) 2年の臨床研修期間内に県内で研修を受けなくなった場合
- 2) 臨床研修修了後、奨学金支給期間と同じ2年間、県内で医師として勤務しなかった場合

返還額は、以下のように定めます。

- ・上記1) の人は、研修を受けなくなるまでに支給された奨学金と同額
- ・上記2) の人は、県内で医師として勤務しなかった月数に5万円をかけた額（最大120万円）。
（その月に1日でも勤務した事実があればその月は勤務月とみなします。）

返還に関する手続きや返還方法などについては、財団事務局にご相談ください。

13. その他

ご不明な点がございましたら、財団事務局にご連絡ください。

また、財団についてお知りになりたければ、財団のホームページをご覧ください。

公益財団法人新潟医学振興会 事務局

〒951-8510

新潟市中央区旭町通 1-757

新潟大学医学部内

TEL : 025-227-2176

FAX : 025-225-5555

E-mail: medsinko2@med.niigata-u.ac.jp

Home page: <http://www.niigata-mf.or.jp/>